

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 パブリックコメント担当御中

「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等」に対する意見

30 貿情セ調（経提）第1号

平成30年10月19日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
[電子メールアドレス]	
1. 1の項関連	
1) 運用通達解釈「輸出令別表第1の1の項(1)の附属品」	
【意見内容】	
原案を次のように修正する。	
(原案)	
イ (略)	
ロ 着脱可能なカートリッジ	
ハ 消音器又は減音器	
ニ (略)	
ホ 消炎器	
ヘ 電子画像処理を用いた光学式照準器	
ト 軍用に特別に設計された光学式照準器	
(修正案)	
イ 光学式照準器	
ロ 消音器又は減音器	
ハ 銃座	
ニ 消炎器	
ホ 電子画像処理を用いた光学式照準器	
ヘ 軍用に特別に設計された光学式照準器	

【理由】

本解釈は、ワッセナー・アレンジメント（以下WAと略す）のML 1 d.を反映していると思われますが、2017年12月に以下のように改正されています。

ML1. d. Accessories designed for arms specified by ML1.a., ML1.b. or ML1.c., as follows:

1. Detachable cartridge magazines;
2. Sound suppressors or moderators;
3. Special gun-mountings;
4. Flash suppressors;
5. Optical weapon-sights with electronic image processing;
6. Optical weapon-sights specially designed for military use

修正案は、このWAの規定どおりにしたものです。

2. 2の項関連

1) 貨物等省令第1条第三十七号

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) 質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、230における分解能が2以上のもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

(修正案1) 質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、230における原子質量の差が2未満のイオンを区別することができる分解能のもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

(修正案2) 質量分析計であって、統一原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、230における分解能が115を超えるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

【理由】

質量分析計の"resolution"という語には複数の意味がありますが、日本工業規格JIS K 0123の中では、質量分析計の分解能(resolution)は次のように定められています。

「質量スペクトルの任意の質量ピーク $m/z = M$ 及び $m/z = M + \Delta M$ の2本のピークは区別できるが、 m/z の差が ΔM より小さく2本のピークは区別できないとき、 $R = M/\Delta$

Mをこの装置の分解能とする。」

日本における質量分析計の産業界では分解能として $R = M / \Delta M$ を使用しています。また、貨物等省令第1条第三十七号へ（一）中の「分解能」もこの意味で使用されています。

（下記＜参考情報＞分解能の解説、製品仕様例を参照ください。）

貨物等省令第1条第三十七号に対応する NSG Part2 3.B.6 の原文(June 2018 Update)

Mass spectrometers capable of measuring ions of 230 atomic mass units or greater and having a resolution of better than 2 parts in 230, as follows, and ion sources therefor:

の中の"better than"は「より良い」という意味です。

"a resolution of better than 2 parts in 230"は、「230における原子質量の差が2のイオンを区別することができるよりも良い分解能」という意味であり、「230における原子質量の差が2未満のイオンを区別することができる分解能」という意味です。

"a resolution of better than 2 parts in 230"は、 $M = 230$ 、 $\Delta M < 2$ ですので
分解能は $R = M / \Delta M > 230 / 2 = 115$ となります。

＜参考情報＞

- ・質量分析計の分解能の解説。（ $z = 1$ の場合）

<http://cent-scorpio.asahikawa-med.ac.jp/akutsu/mass/resolution/>

国内における質量分析計の産業界で使用している分解能は、日本工業規格で定められた分解能 $R = M / \Delta M$ を用いています。

- ・国内メーカーの質量分析計の仕様です。（下記サイトから仕様をクリックして下さい。）

<http://www.jeol.co.jp/products/detail/JMS-S3000.html>

分解能として、60,000という数字が出ています。ちなみに修正案に出てくる115という数字は、質量分析計として非常に低い性能のものです。

- ・質量分析計の分解能の定義です。（IUPAC）

<http://goldbook.iupac.org/R05318.html>

- ・質量分析計で ^{56}Fe のイオンと ^{54}Fe のイオンを識別するために必要な分解能

<http://lablemminglounge.blogspot.jp/2013/03/high-mass-resolution-mass-spectrometry.html>

"The mass resolution of 1 part in 28"が"The mass resolution, defined by IUPAC as $M/\Delta M = 56/2 = 28$ "に等しいことを示す例文です。

2) 運用通達解釈「貨物等省令第1条の第十号ロ(六)中の気密な構造のもの」

【意見内容】

次のように修正する。

(原案)

貨物等省令第1条の第十号ロ(六)中の気密な構造のもの

(修正案)

貨物等省令第1条第十号ロ(六)中の気密な構造のもの

【理由】

表記の仕方を統一する必要があります。

3) 運用通達解釈「非接触型の測定装置」

【意見内容】

運用通達解釈に以下を追加するとともに、原案では6の項に規定してある内容を修正する。

[解釈を要する語]

非接触型の測定装置

[解釈]

(原案) 一方向の向き及び大きさを有するベクトルであって、測定子(プローブ)と被測定物との間の距離の変化を連続して測定するよう設計されたものをいう。(測定レンジの如何を問わない。)

(修正案) 一方向の向き及び大きさを有するベクトルである測定子(プローブ)と被測定物との間の距離の変化を連続して測定するよう設計されたものをいう。
レーザー干渉計を除く。

【理由】

貨物等省令第1条第十七号ロ(一)の「非接触型の測定システム」が、今回の改正(案)において「非接触型の測定装置」に改訂されるとともに、6項の運用通達解釈に「非接触型の測定装置」が追加されています。

2項と6項の「非接触型の測定装置」は同じ意味と理解しますので、6項の解釈改正(案)に記載の解釈を2項に移動の上、6項にて2項の解釈を参照することを提案いたします。

さらに、原案の「一方向の向き及び大きさを有するベクトルであって」では、「非接触型の測定装置」がすなわち「一方向の向き及び大きさを有するベクトル」と読めるため、意味が通じないため文言の変更を提案します。

また、本解釈に相当する部分は、原子力供給国グループ(NSG) 1B3b およびワッセナーアレンジメント(WA) 2B6b1 の Technical Note に以下のような記述があり、いずれにも「測定レンジの

如何を問わない。」規定はありませんので、国際ハーモナイゼーションの観点から削除を提案いたします。

(NSG) 1B3b Technical Note

Technical Note: In Item 1.B.3.b. 'linear displacement' means the change of distance between the measuring probe and the measured object.

(WA) 2B6b1 Technical Note

Technical Note: For the purposes of 2.B.6.b.1., 'non-contact type measuring systems' are designed to measure the distance between the probe and measured object along a single vector, where the probe or measured object is in motion.

さらに、現行の「貨物等省令第1条第十七号ロ（一）中の非接触型の測定システム」解釈の除外規定も盛り込むことを提案します。

3. 3の項関連

1) 輸出令別表第1の3の項（3）

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

輸出令別表第1の3の項（3）

(3) (2) 1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であって、経済産業省令で定める仕様のもの

(修正案) 1

輸出令別表第1の3の項（2）

(2) 1 反応器

2 貯蔵容器

3 ~ 11 (略)

1 2 反応器又は貯蔵容器の修理に用いられる組立品又はその部分品

(修正案) 2

輸出令別表第1の3の項（2）

(2) 1 反応器

1の2 反応器の修理に用いられる組立品又はその部分品

2 貯蔵容器

2の2 貯蔵容器の修理に用いられる組立品又はその部分品

3 ~ 11 (略)

【理由】

- 1) AG Common Control List の「Dual-use chemical manufacturing facilities and equipment」は、輸出令別表第一、三の項(二)、貨物等省令第2条第2項に相当するものです。今般AG Listで追加となった項目は、上記「Dual-use chemical manufacturing facilities and equipment」の中の項目であり、「Dual-use chemical manufacturing facilities and equipment」と並列される項目ではありません。従って、別表第一、三の項(三)を追加するのではなく、三の項(二)の中の項目を追加するのが、国際レジームの考え方と沿ったものと判断されます。
- 2) Oct-10 2018付け最新EU Listによると、追加アイテムは、2B350kと、我が国政省令の3の項(2)の一部となっており、これに準拠するよう修正を加えました。
- 3) もし、貨物の修理装置のような、化学兵器製造装置の範疇から外れるものが、追加になったならまだしも、今回追加の「修理に用いられる組立品又はその部分品」は修理された後は、反応器又は貯蔵容器の一部となるものであり、3の項(2)化学兵器製造装置の中に含めるのが、正しい整理と考えられます。

2) 貨物等省令第2条第3項

【意見内容】

原案の貨物等省令第2条第3項の規定を、上記1)の修正案1、2に対応して修正する。

(原案)

第2条第3項。

3 輸出令別表第一の三の項(三)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 前項第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

二 前項第二号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

(修正案) 1

第2条第2項第十三号を追加する。

第十三号

- 第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの
- 第二号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

(修正案) 2

第2条第2項第一号の二と第二号の二を追加する

第一号の二

前号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

第二号の二

前号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

【理由】

1) の理由と同じです。

3) 輸出令別表第1の3の項(3)及び貨物等省令第2条第3項

【意見内容】

原案改正案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

輸出令別表第1の3の項(3)

(2) 1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であって、経済産業省令で定める仕様のもの

貨物等省令第2条第3項

- 一 前項第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの
- 二 前項第一号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられる組立品又はその部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

(修正案)

輸出令別表第1の3の項（3）

（2）1又は2に掲げる貨物の修理に用いられるセット又はその特別に設計された部分品であって、
経済産業省令で定める仕様のもの

貨物等省令第2条第3項

- 一 前項第一号に該当する反応器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられるセット又はその特別に設計された部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの
- 二 前項第一号に該当する貯蔵容器のうち、内容物と接触する全ての部分がガラスで裏打ちされ、又は被覆されたものの修理に用いられるセット又はその特別に設計された部分品であって、内容物と接触する金属部分がタンタル又はタンタル合金で構成されたもの

【理由】

AG Common Control List で、下記の通り、Specially Designed の用語があるので、「特別に設計された」を加えるべきと考えました。又、組立品といつても、あらかじめ組み立てられて納入されるとは限らないので、「セット」に変更しました。

「Dual-use chemical manufacturing facilities and equipment」で今回追加された部分は、以下の通りです。

Prefabricated repair assemblies and their specially designed components, that:
are designed for mechanical attachment to glass-lined reaction vessels or reactors that
meet the parameters above; and

have metallic surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being processed
which are made from tantalum or tantalum alloys

4) 貨物等省令第2条第1項第三号カ

【意見内容】

原案は、省令を改正する案であるが、省令ではなく運用通達解釈を修正すべきである。

(原案)

貨物等省令第1項第三号カ

N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限り、2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。）及びそのプロトン化塩類

(修正案)

運用通達の解釈

「N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類」

「2-ジイソプロピルアミノエタンチオール、2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩を含む。」

【理由】

AG CCLで追加となった、2-ジイソプロピルアミノエタンチオール塩酸塩は、個別物質名であります。これは、現行の省令第2条第1項第三号カの総称物質名に包含されています。個別物質名は運用通達用語の解釈で、現状例示列記されていますので省令ではなく、運用通達解釈を改正すべきであると考えます。

貨物等省令第2条第1項第三号ヲ、「N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）及びそのプロトン化塩類」の用語の解釈に、「2-クロロエチルジイソプロピルアミン、2-クロロエチルジイソプロピルアミン塩酸塩を含む。」というのが現状あり、この書き振りに倣うべきです。

4. 3の2の項関連

1) 輸出別表第1の3の2の項 (2) 9

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置

(修正案)

9 核酸の合成を行うための装置及び核酸と核酸との結合を行うための装置

【理由】

対応する AG Common Control List は「Nucleic acid assemblers and synthesizers」で、assemble と synthesize は、or(又は)ではなく、and(及び)で繋がっています。改正案では、assemble 出来なくとも synthesize のみ出来るものでも該当との意味となってしまいます。AG ホームページに掲載の Control List Handbook にも、synthesize のみ出来るものは非該当と明記あります。

下記 HYPERLINK の資料の Page257～259 を参照ください。

<https://australiagroup.net/en/documents/Australia-Group-Common-Control-List-Handbook-Volume-II.pdf>

2) 貨物等省令第2条の2第2項第九号

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

九 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが1.5キロベースを超える核酸を5パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの

(修正案)

九 核酸の合成を行うための装置及び核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一回の稼働で、連続した長さが1.5キロベースを超える核酸を5パーセント未満のエラー率で生成するように設計したもの

【理由】

1) 同じ理由です。

3) 運用通達解釈「遺伝要素」

【意見内容】

次のように修正する。

(原案)

遺伝的に改変されているかどうか、又は全部もしくは一部が化学的に合成されているかどうかは問わないものという。

(修正案)

<u>遺伝要素</u>	<u>その由来が</u> 遺伝的に改変されているかどうか、又は全部もしくは一部が化学的に合成されているかどうかは問わないものをいう。
	<u>染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び回収可能な核酸断片を有する不活性化された生物を含む。</u>

【理由】

専門家の意見を参考に、修正案を示しました。

なお、この修正案が採用されると貨物等省令第2条の2第1項第六号も見直しする必要があります。

4) 運用通達解釈「病原性を付与若しくは増強する」

【意見内容】

下線部を次のように修正する。

(原案)

病原性、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する耐性、又は検出能に関する変更を含む。

(修正案)

毒力、伝染性、安定性、感染経路、宿主域、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策への抵抗性、又は検出能に関する変更を含む。

【理由】

専門家の意見を参考にして、Pathogenicity 「病原性」 と virulence 「病原性、毒性、毒力」 を区別するため、virulence の訳は「病原性」ではなく「毒力」としました。また、resistance の訳は「耐性 (=tolerance) 」ではなく「抵抗性」としました。

5. 4 の項関連

1) 運用通達解釈「乾燥重量」 (新設)

【意見内容】

貨物等省令第3条第三号イ(1)3の「乾燥重量」の以下の運用通達解釈を新設する。

「乾燥重量」

「燃料、油圧油、オイルのような流体がない状態のエンジンの重さであって、機関室を含まない。」

【理由】

「乾燥重量」という用語は、一般的ではなく、M T C R の 3. A. 1 に以下の Technical Note があるので、この内容を解釈として新設する必要があると考えます。

'Dry weight' is the weight of the engine without fluids (fuel, hydraulic fluid, oil, etc.) and does not include the nacelle (housing).

2) 運用通達解釈「貨物等省令第3条の第十八号及び第十八の二中の飛行制御装置、姿勢制御装置又はサーボ弁」

【意見内容】

次のように修正する。

(原案)

貨物等省令第3条の第十八号及び第十八の二中の飛行制御装置、姿勢制御装置又はサーボ弁

(修正案)

貨物等省令第3条第十八号及び第十八号の二中の飛行制御装置、姿勢制御装置又はサーボ弁

【理由】

統一した表記と脱字の修正です。

6. 6 の項関連

1) 貨物等省令第5条第八号ロ (一)

【意見内容】

原案の下線部を削除する。

(原案) (一) 非接触型の測定装置であって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの

(修正案) 削除

【理由】

当該の条項は、国際レジームでは原子力供給国グループ(NSG) 1B3b1 およびワッセナーベンジメント(WA) 2B6b1 にて以下のように規定されており、規制対象は同じと理解できます。

(NSG) 1B3b1

1.B.3.b. Linear displacement measuring instruments, as follows:

1. Non-contact type measuring systems with a "resolution" equal to or better (less) than 0.2 μm within a measuring range up to 0.2 mm;

(WA) 2B6b1

2. B. 6. b. Linear displacement measuring instruments or systems, linear position feedback units, and "electronic assemblies", as follows:

Note Interferometer and optical-encoder measuring systems containing a "laser" are only specified in 2.B.6.b.3.

1. 'Non-contact type measuring systems' with a 'resolution' equal to or less (better) than 0.2 μm within a measuring range up to 0.2 mm;

Technical Note

For the purposes of 2.B.6.b.1., 'non-contact type measuring systems' are designed to measure the distance between the probe and measured object along a single vector, where the probe or measured object is in motion.

また、省令第1条十七号ロ (一) には既に以下の条文があります。

(一) 非接触型の測定システムであって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの

本改正（案）は WA を反映したものと考えますが、省令第 1 条十七号口（一）と同一の内容であり、産業界に重複判定を強いる恐れがあることから、削除を提案いたします。

2) 貨物等省令第 5 条第八号口（三）

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) (三) 次の全てに該当するもの（レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを含む。）

(修正案) (三) 干渉計又は光学エンコーダであって、次の全てに該当するもの

【理由】

貨物等省令第 5 条第八号口は、「直線上の変位を測定するためのもの、直線上の位置のフィードバック装置又は電子組立品であって、（以下省略）」としたうえで、（一）～（四）の規制されるものが列記されています。

（一）は、運用通達等の記載から直線上の変位を測定するためのものが規制されると理解する事が出来ます。

（二）は、テキストに記載されているように、直線上の位置のフィードバック装置が規制されると理解する事が出来ます。

しかしながら、（三）については明確な記載が無く、レーザを用いたもの全てが規制対象であるとの誤解を招きかねません。一方、ワッセナーアレンジメント(WA) 2.B.6.b. の Note には以下の記載があり、（三）に対応する 2.B.6.b.3. では Interferometer（干渉計）と optical-encoder measuring systems（光学エンコーダ）が規制されることが理解できます。

Note Interferometer and optical-encoder measuring systems containing a "laser" are only specified in 2.B.6.b.3.

そこで、国際ハーモナイゼーションの観点から、本 Note の主旨を汲んだ条文とすることを提案いたします。

3) 貨物等省令第 5 条第八号ハ

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ハ 工作機械用又は角度の変位を測定する装置用に特に設計した回転位置フィードバック装置であって、角度の精度が 0.9 角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

(修正案) ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置、又は角度の変位を

測定する装置であって、角度の精度が0.9角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

【理由】

(原案)では、「工作機械用又は角度の変位を測定する装置用に特に設計した回転位置フィードバック装置」とあり、専用に設計されたもののみが規制され、汎用の回転位置フィードバック装置は規制されないと理解できます。

一方、ワッセナーアレンジメント(WA) 2.B.6.c.は以下の規定です。

2.B.6.c. Rotary position feedback units specially designed for machine tools or angular displacement measuring instruments, having an angular position "accuracy" equal to or less (better) than 0.9 second of arc;

Note 2.B.6.c. does not apply to optical instruments, such as autocollimators, using collimated light (e.g., laser light) to detect angular displacement of a mirror.

この規定からは、「工作機械用に専用設計された回転位置フィードバック装置」と「角度の変位を測定するもの（汎用品を含む）」の両方が規制されると読み取れることから、修正を提案いたします。

4) 運用通達解釈「非接触型の測定装置」

【意見内容】

原案を以下のように修正する。

[解釈を要する語]

非接触型の測定装置

[解釈]

2の「非接触型の測定装置」の解釈に同じ。

【理由】

貨物等省令第1条第十七号ロ(一)の「非接触型の測定システム」が、今回の改正(案)において「非接触型の測定装置」に改訂されておりますので、2項解釈でこれを定義するとともに、6項では2項の解釈を参照することを提案いたします。

5) 運用通達解釈「貨物等省令第5条第八号中の電子組立品（新設）

【意見内容】

運用通達解釈に以下を追加する。

[解釈を要する語]

貨物等省令第5条第八号中の電子組立品

[解釈]

7の「組立品」の解釈と同じ。

他の用途に用いることができるものを除く。

【理由】

今回改正において「部分品」が「電子組立品」に改正されておりますが、「電子組立品」は新しい用語であり、ワッセナーアレンジメント(WA) 2.B.6.b.4の”Electronic assemblies”と理解いたします。”Electronic assembly”は WA の Definition にてカテゴリー 2、3、4 共通で以下のように定義されています。

A number of electronic components (i.e., "circuit elements", "discrete components", integrated circuits, etc.) connected together to perform (a) specific function(s), replaceable as an entity and normally capable of being disassembled.

従って、6 項においても明確化のため 7 項にて対応する用語である「組立品」の解釈を参照すべきと考えます。

また「部分品」を「電子組立品」に改正すると「部分品」に対する解釈が適用されなくなってしまいますが、(WA) 2.B.6.b.4 は以下と記載されています。

"Electronic assemblies" specially designed to provide feedback capability in systems specified by 2.B.6.b.3.:

これは、2.B.6.b.3.の装置にフィードバック機能を付加するために専用に設計された電子組立品が規制されると理解されることから、これを明確にするために、「部分品」の解釈である「他の用途に用いることができるものを除く。」の文言を「電子組立品」の解釈にも追加することを提案いたします。

6) 運用通達解釈「フィードバック装置」

【意見内容】

原案の下線部を削除する。

(原案) フィードバック装置（新設）

誘導形装置、目盛りスケール、レーザーシステム又は赤外線システム等フィード
バック制御用の位置情報を決定するように設計した装置をいう。

(修正案) 削除。

【理由】

6 の項解釈に同一文言で既に存在しています。

7) 運用通達解釈「貨物等省令第5条第八号口中の精度」

【意見内容】

「解釈を要する語」を以下に変更する。

(原案) 貨物等省令第5条第八号口中の精度

(修正案) 貨物等省令第5条第八号中の精度

【理由】

精度を含む規定は貨物等省令第5条第八号口のみならず、第5条第八号ハにも存在します。

8) 運用通達解釈「貨物等省令第5条第十号中の精度」

【意見内容】

削除する。

【理由】

精度を含む規定は貨物等省令第5条第十号から削除されたことから、解釈も削除を提案します。

7. 7の項関連

1) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用のもの」

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力ビット数に等しい。

(修正案) ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり、使用しない。

【理由】

当該国際レジームであるワッセナーレンジメント(WA) 3A1a5 Technical Notes 2.の、”The resolution of the ADC is the number of bits of the digital output that represents the measured analog input.” の ”that” は、”digital output” に係ると考えられるため、規制意図を正確に表すよう修正を提案いたします。

また、ENOBに関する記述が有りませんので追加を提案します。

この Technical Note の内容は WA の 3.A.1.a.5.a.、3.A.1.a.14.、3.A.2.h.に共通ですので、当該の以下項目の運用通達も共通とすべきです。 (別途意見を提出します)

3.A.1.a.5.a. 省令第6条一号ホ(一)

3.A.1.a.14. 省令第6条一号ワ

3.A.2.h. 省令第6条十号

2) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第一号ワ(一)中のアナログデジタル変換機能を有するもの」

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力ビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり、使用しない。

(修正案) ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり、使用しない。

【理由】

当該国際レジームであるワッセナーアレンジメント(WA) 3A1a14 Technical Notes 2.の、”The resolution of the ADC is the number of bits of the digital output that represents the measured analog input.” の ”that” は、”digital output” に係ると考えられるため、規制意図を正確に表すよう修正を提案いたします。

3) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置」

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力ビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり、使用しない。

(修正案) ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するにあたり、使用しない。

【理由】

当該国際レジームであるワッセナーアレンジメント(WA) 3A2h Technical Note 2.の、”The resolution of the ADC is the number of bits of the digital output that represents the measured analog input.” の ”that” は、”digital output” に係ると考えられるため、規制意図を正確に表すよう修正を提案いたします。

4) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置」

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) 削除

(修正案) (判定条項の参照先)

サンプリングオシロスコープ、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第九号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。

【理由】

当該国際レジームであるワッセナーアレンジメント(WA) 3A2h Note.の記述は、判定項番を明確化するために必要であり、削除せず残すことを提案いたします。

5) 貨物等省令第6条第二号

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) ホ マイクロ波用固体増幅器 (ハに該当するモノリックマイクロ波集積回路増幅器及びリに該当するハーモニックミクサ又はコンバータを除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（カに該当する送受信モジュール及び送信モジュールを除く。） であって、次のいずれかに該当するもの

(修正案) ホ マイクロ波用固体増幅器 (モノリックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミクサ又はコンバータを除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（送受信モジュール及び送信モジュールを除く。） であって、次のいずれかに該当するもの

省令の修正に加えて、運用通達に以下を追加する。

〔解釈を要する語〕

貨物等省令第6条第二号ホ中のマイクロ波用固体増幅器又はこれを含む組立品若しくはモジュール

〔解釈〕

モノリックマイクロ波集積回路増幅器は同条第二号ハの規定に基づいて判定するものとする。シグナルアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザー、またはマイクロ波用試験受信機の動作周波数範囲を拡張するように設計されたハーモニックミクサ又はコンバータは、同条第二号リの規定に基づいて判定するものとする。送受信モジュール及び送信モジュールは同条第二号カの規定に基づいて判定するものとする。

【理由】

「該当する〇〇を除く」という原案の文言は、例えば”モノリックマイクロ波集積回路増幅器”の判定の場合、ハで該当と判定されたものはホの判定を除外できますが、ハで非該当と判定された場合はハとホの両方で判定しなければならないように読み取れます。

しかし、省令第6条第二号ハ ((WA)3A1b2 : モノリックマイクロ波集積回路増幅器) とホ ((WA)3A1b4 : マイクロ波用固体増幅器) は物理的に異なることから判定対象としてまったく別のものであり、ホからハが除かれるものではありません。

ワッセナーアレンジメント(WA) 3A1b N.B.1. にも”N.B.1. For “MMIC” amplifiers see 3.A.1.b.2.”との記述があり、モノリックマイクロ波集積回路増幅器はホの対象外であると読み取れます。

原案のままであると産業界は不要な判定を強いられることになり、負担が増加してしまいます。

一方、カの送受信モジュール及び送信モジュールに関しては、(WA) 3A1b N.B.2. に、N.B.2. ”For 'transmit/receive modules' and 'transmit modules' see 3.A.1.b.12.” との記述により参考先が区別され、ホの対象外であると読み取れます。同様に、リのハーモニックミクサ又はコンバータに関する記述 ((WA) 3A1b N.B.3. に、”N.B.3. For converters and harmonic mixers, designed to extend the operating or frequency range of signal analysers, signal generators, network analysers or microwave test receivers, see 3.A.1.b.7.”) との記述により、ホの対象外であると読み取れます。

本来、リ若しくはカのみで判定すべきところを、原案では、リ若しくはカで非該当の場合でもホで判定することが求められ、結果的に該当となってしまった場合には、本来は非該当とするところを該当品として扱うことになり、産業界の国際競争力を脅かすことになります。

省令の文言を修正案のように変更するとともに、WA 3.A.1.b.4 の N.B1~N.B3 の内容を運用通達に追加し、判定する条項を明確にするのが国際ハーモナイゼーションの立場からも適切と考えます。

6) 貨物等省令第6条第二十二号（一）

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

(修正案) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体の基板又はインゴット、ブール若しくはその他のプリフォームであって、

二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの

【理由】

規制内容の読み違いが起きないように、「半導体」が「基板」だけでなく、「基板・インゴット・ブール・その他のプリフォーム」全てにかかるよう、書き方を修正しました。

規制内容は、半導体のインゴット、半導体のブール、半導体のその他プリフォームのものも対象と思いますので、読み違わない書き方であれば別の記載内容でも異論ありません。

7) 運用通達解釈「運貨物等省令第6条第一号ワのプログラム」（新設）

【意見内容】

貨物等省令第6条一号ワにおける「プログラム」について運用通達解釈に新設する。

貨物等省令6条一号ワのプログラム：

フィールドプログラマブルロジックデバイスに書き込まれるプログラムのことで省令6条一号ワのスペックを満たすもののこと

【理由】

マイコンのようにCPU、メモリを搭載した集積回路もプログラム（ソフトウェアの書込み）は可能ですが、省令6条一号ワのスペックを満たさないようなプログラムも省令6条一号ワの対象と誤解される恐れがあるためです。

8) 貨物等省令第6条第十八号

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案) 次のいずれかに該当するものの多層膜からなる基板であって、ヘテロエピタキシャル成長された結晶を有するもの

(修正案) 次のいずれかに該当する多層膜からなる結晶層がエピタキシャル成長された基板であって、ヘテロエピタキシャル構造となっているもの

【理由】

原案では以下に記載したように、WA原文では非該当となる貨物が、該当になってしまいういう問題があり、見直しを要望します。

3. C. 1. Hetero-epitaxial materials consisting of a "substrate" having stacked epitaxially grown multiple layers of any of the following:
a. Si; b. Ge; c. SiC; d. "III/V compounds" of gallium or indium.

① WA原文では、

「Si基板上に成長されたGaNエピ単層」

という貨物は、非該当です（エピが多層ではないため）。

これに対して、原案では、基板とエピ層が2層（＝多層）として判断されますので、該当になってしまいます。

② 別の事例として、例えば、

「Si基板上に成長された、AlN／AlAsエピ（二層構造）」

という貨物は、WA原文では非該当です（基板上に積層されたエピ層が、In、Gaを含まないIII-V化合物であるため）。

これに対して、原案では、基板を含めて「多層膜」として扱うため、この構造は該当になります（「Si」という「膜」が含まれるため）。

なお、半導体業界では「膜」という場合、ウェハや基板のような、基材の上に薄く張られたものを指しますが、原案では「基板」が「膜」の一種として扱われており、誤解を招く可能性もあると考えます。

9) 貨物等省令6条十九号イ (一)、(二)

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

貨物等省令第6条第十九号

イ 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、次のいずれかに該当するもの次のいずれかに該当するもの

(一) 15ナノメートル以上193ナノメートル未満の波長の光で使用することができるように設計したポジ型レジスト

(二) 1ナノメートル超15ナノメートル未満の波長の光で使用することができるように設計したレジスト

(修正案)

貨物等省令第6条第十九号

イ 半導体用のリソグラフィに使用するレジストであって、次のいずれかに該当するもの次のいずれかに該当するもの

(一) 15ナノメートル以上193ナノメートル未満の波長の光で使用するように最適化し

たポジ型レジスト

(二) 1ナノメートル超15ナノメートル未満の波長の光で使用するように最適化したレジスト

【理由】

WA原文では、波長に関する規制は「adjusted (optimised)」となっており「designed」と記載されておりません。レジストは中心波長（目的とする波長）で最適化されますが、中心波長の近傍の波長領域にも感光します。「193nm未満の波長の光で使用することができるよう設計」とした場合、ArF用（波長193nm）レジストは、厳密には193nm未満の波長にも感度を有しているため、WA改訂の趣旨（ArF用レジストの非該当）を誤解する恐れがあり、修正案を希望致します。

（WA 3.C.2.dや3.C.2.eから省令第6条十九号ニ、ホを規定した際と同様にして頂く）

3. C. 2. Resist materials as follows and "substrates" coated with the following resists:

a. Resists designed for semiconductor lithography as follows:

1. Positive resists **adjusted (optimised)** for use at wavelengths less than 193 nm but equal to or greater than 15 nm;
2. Resists **adjusted (optimised)** for use at wavelengths less than 15 nm but greater than 1 nm;

10) 貨物等省令第19条第1項第二号ハと役務通達解釈「プロセスデザインキット」

【意見内容】

原案の貨物等省令第19条第1項第二号ハと役務通達解釈「プロセスデザインキット」を修正する。

（原案）

貨物等省令第19条第1項第二号

ハ プロセスデザインキット（同条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術のライブラリが含まれているものを除く。）

役務通達解釈「プロセスデザインキット」

技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の設計に必要とされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造業者から提供されるものをいう

（修正案） 1

貨物等省令第19条第1項第二号

ハ プロセスデザインキット（同条第一号（リを除く）から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術のライブラリが含まれているものを除く。）

役務通達解釈「プロセスデザインキット」

技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の

設計に必要とされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造業者から提供されるものをいう。電子機器設計ソフトウェアベンダ等から同様の目的で提供されるものを含む。

※本解釈は下記の解釈と関係する為、下記の解釈のそばに配置することを希望します。

(参考)

貨物等省令第19条に掲げる技術（プログラムを除く。）

半導体素子又は集積回路の設計のためのライブラリ、設計情報又は関連データを含む。

(修正案) 2

貨物等省令第19条第1項第二号

ハ プロセスデザインキット （同条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術のライブラリが含まれているものを除く。）

役務通達解釈「プロセスデザインキット」

技術的及び製造上の制約に従い、特定の半導体プロセスを使用した、特定の半導体集積回路の設計に必要とされる設計活動やルールが保証された設計ツールであって、半導体製造業者から提供されるものをいう。電子機器設計ソフトウェアベンダ等から同様の目的で提供されるものを含む。

貨物等省令第6条第一号（リを除く）から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術のライブラリが含まれているものを除き、同条第一号リのカスタム集積回路の設計に用いられる場合を含む。

※本解釈は下記の解釈と関係する為、下記の解釈のそばに配置することを希望します。

(参考)

貨物等省令第19条に掲げる技術（プログラムを除く。）

半導体素子又は集積回路の設計のためのライブラリ、設計情報又は関連データを含む。

【理由】

貨物等省令第19条第一項二号ハによって、「第6条に該当するもの（同条第十六号ロに該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）」から、プロセスデザインキットが除外されるが、同条第一号に該当する貨物に係る機能又は技術のライブラリが含まれているものを除く、とされており、貨物等省令第6条第一号リのカスタム集積回路の設計に用いられる場合には、プロセスデザインキットであっても該当の技術と判断される恐れがあるため。

我が国では従来、プロセスデザインキットを含む集積回路の技術は、第6条第一号リに該当する

カスタム集積回路の設計・製造に用いられる場合は、該当の集積回路の設計・製造に「必要な技術」として幅広に該当と判断してきたが、他国は非該当と判定していた。国際調和の観点からも、今回の改正でプロセスデザインキットがカスタム集積回路の設計に用いられる場合は非該当となることを明確にすることが望ましいと考えます。

「貨物等省令第19条に掲げる技術（プログラムを除く。）」の解釈で、半導体素子又は集積回路の設計のためのライブラリ等は、外7項の技術（プログラムを除く。）の対象であることが示されていますので、プロセスデザインキットの解釈もこの近くに配置することが適切と考えます。

また、プロセスデザインキットは、半導体製造業者以外の電子機器設計ソフトウェアベンダー（EDAベンダー）等からも提供されるケースがあり、それらについても同様に非該当と判定されるべきことから、半導体製造業者以外を提供者とする場合についても対象となることを明確にすることが適切と考えます。

11) 運用通達解釈「多層膜からなる基盤であって、ヘテロエピタキシャル成長された結晶を有するもの」

【意見内容】

原案を修正する。

(原案)

多層膜からなる基盤であって、ヘテロエピタキシャル成長された結晶を有するもの

異種の半導体物質が同一結晶方位に結晶構造を連続させて積層成長してできた多層の結晶成長層を有する基板をいう。

多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板からなる材料を含む。

(修正案)

多層膜からなる結晶層がエピタキシャル成長された基板であって、ヘテロエピタキシャル構造となつているもの

同一結晶方位に結晶構造を連続させて積層成長してできた多層の結晶成長層及びそれらを成長させるために使用する基板であって、これらの何れかが異種の半導体物質の組合せになるものをいう。

多層膜からなる結晶層がエピタキシャル成長された基板からなる材料であって、ヘテロ

	<u>エピタキシャル構造となって いるものを含む。</u>	
【理由】		
1) 表題と含む規定は、貨物等省令第6条第十八号の修正案に合わせて運用通達の解釈を修正したものです。なお、「基盤」は誤字と思われるため修正しました。		
2) 定義は、「異種の半導体物質」が多層の結晶層ではなく、多層の結晶層と基板との両方で実現される、というWAの3.C.1原文の主旨を明確化するための修正提案です。		
12) 貨物等省令第6条第二十二号（三）		
【意見内容】		
原案を修正する。		
(原案)		
貨物等省令第6条第二十二号		
(三) (一) または(二)に該当する基板であって、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）		
(修正案) 1		
貨物等省令第6条第二十二号		
(三) 20度の温度における電気の抵抗率が $10,000 \Omega \text{ cm}$ を超える多結晶基板あるいは多結晶セラミック基板、又は炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウムの半導体基板であって、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）		
(修正案) 2		
貨物等省令第6条第二十二号		
(三) (一)に該当する基板、または(二)に掲げる貨物の非エピタキシャル層を有さない基板であって、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）		

【理由】

WAのカテゴリ3の原文において、”substrate”とepitaxial layer (non-epitaxial layerも同様)は厳格に区別して使用されており（解説1参照）、3.C.6に記載された「”substrate” specified by 3.C.5.」は、3.C.5.bに関しては、「非エピ層を含まない」基板だけを参照していると解釈されます。

3. C. 6. Materials, not specified by 3.C.1., consisting of a ”substrate” specified by 3.C.5. with at least one epitaxial layer of SiC, GaN, AlN or AlGaN.

一方、現行の政令や省令では、「基板」と「エピ層」という用語を峻別せず、あいまいなまま使用しており（解説2参照）、パブコメ案で記載された「基板」には非エピ層が含まれると読むのが自然です。このためパブコメ案の文章では、非エピタキシャル層とエピタキシャル層の両方が基板に付いているものが規制対象と誤認識されてしまいます。

・解説1 <WA原文で「基板」と「エピ層」が峻別されていることについて>

例えば、3.C.1と3.C.2を比べてみると、

3. C. 1 Hetero-epitaxial materials consisting of a ”substrate”
having stacked epitaxially grown multiple layers

3. C. 2 Resist materials as follows and
”substrates” coated with the following resists:

”substrates”以降の文章の構成は3.C.1と同じとなっており、「epitaxial layers」と「resists」は同じような扱いをされている（別物と扱われている）。

一方、3.C.5.bを見ると、

3. C. 5. b.

Polycrystalline ”substrates” or polycrystalline ceramic ”substrates”, having resistivities greater than 10,000 Ω-cm at 20° C and having at least one non-epitaxial single-crystal layer of Si, SiC, GaN, AlN, or AlGaN on the surface of the ”substrate”.

ここでも「その”substrate”的表面上に、単結晶エピタキシャル層を有している」と明記されており、下記に解説するように「基板」の中にエピ層が含まれるような記載はない。

・解説2 <輸出令で「基板」と「エピ層」が区別されていないことについて>

改正前の省令6条二十二号を見ると、

「炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウムの半導体基板（炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウムの半導体基板であつて、これらの物質のエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するものを含む）又は・・・」

となっているが、ここでは「半導体基板」の中に、「半導体基板でエピタキシャル層を一層以上有するもの」を含めた記載となっている。つまり、現行の輸出令における「基板」は、その上にエピタキシャル層が付いているかどうかを気にしていない。（これはそもそも、輸出令7項

(18) の制定時に、「ヘテロエピタキシャル材料」と翻訳すべきところを「半導体基板」と訳してしまったことに端を発していると推察する。）

こうした状況下で、パブコメ案にあるような「(二)に該当する基板であつて、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの」という省令文を作った場合、「(二)に該当する基板」には、「これらの物質のエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの」を含む、と解釈するのが自然である。

1 3) 運用通達解釈「マスクの製造に用いられる基材」（新設）

【意見内容】

貨物等省令第6条第十七号又に規定される「マスクの製造に用いられる基材」の運用通達解釈を次のとおり新設する。

「マスクの製造に用いられる基材」

「マスクブランクをいい、マスクブランクの材料となるガラス板は含まれない。」

【理由】

WA原文では、

3. B. 1. j. Mask "substrate blanks" with multilayer reflector structure consisting of molybdenum and silicon, and having all of the following:
1. Specially designed for 'Extreme Ultraviolet' ('EUV') lithography; and
 2. Compliant with SEMI Standard P37.

となっており、対象は EUV リソグラフィ装置用のマスクブランクであると明確に記載されております。しかしながら、パブコメ案では「マスクの製造に用いられる基材」と記載されており、“基材”的定義が明確ではないため、マスクブランクの材料となるガラス板も規制対象であると誤解される可能性がございます。従いまして、上記解釈の追加を希望致します。

1 4) 貨物等省令6条十七号又（二）

【意見内容】

原案の「規格」という用語が重複しているので、修正する。

(原案)

貨物等省令 6 条十七号又

(二) 国際半導体製造装置材料協会が定めた規格 SEMI 規格 P 37 の仕様に準拠したもの

(修正案) 1

貨物等省令 6 条十七号又

(二) 国際半導体製造装置材料協会が定めた規格 SEMI 規格 P 37 の仕様に準拠したもの

(修正案) 2

貨物等省令 6 条十七号又

(二) 国際半導体製造装置材料協会が定めた規格 (SEMI 規格) の P 37 の仕様に準拠したもの

(修正案) 3

貨物等省令 6 条十七号又

(二) 国際半導体製造装置材料協会が定めた規格の仕様 (SEMI 規格 P 37) に準拠したもの

【理由】

パブコメ案でも誤解はないと思いますが「規格」という言葉が重複しております。この「規格」の重複は意図されていないとも考えられたため指摘いたします。

WA原文は、

3. B. 1. j. Mask "substrate blanks" with multilayer reflector structure consisting of molybdenum and silicon, and having all of the following:
 1. Specially designed for 'Extreme Ultraviolet' ('EUV') lithography; and
 2. Compliant with SEMI Standard P37.

です。国際半導体製造装置材料協会が定めた規格が SEMI 規格となります。

8. 8 の項関連

1) 貨物等省令第 7 条第三号①

【意見内容】

貨物等省令第 7 条第三号について、口を削除し、ハールを夫々ロ～ヌへ移動する変更については、変更せず現省令のままとしていただきたい。

また、これに合わせて、貨物等省令第 21 条第一号、第三号、運用通達 1-1-(2)-(ハ)、包括許可要領の別表 A の 8 の項の変更についても、現行法令どおりにしていただきたい。

【理由】

現行法令の貨物等省令第 7 条第三号ハ、ホは、特別一般包括の適用において、「い地域①」の 27ヶ国以外には適用できないものであり、相当数の企業が、間違いがおきないようシステムでチェックすることで正確な輸出管理を担保しています。改正案では、その第三号ハ、ホが、第三号ロ、

ニに移動するため、企業ではこれに対応するシステムの改修が必要になります。システムの改修による企業の負担にご配慮いただき、現行法令のまま細目の変更がないようにしていただきたい。

2) 貨物等省令第7条第三号②

【意見内容】

貨物等省令第7条第三号について、口を削除し、ハールを夫々ロ～ヌへ移動する変更を行うのであれば、WA条文と対応するように、ハ、ニを下記のように修正いただきたい。

また、本修正に伴い関連法令についてもニをハに変更していただきたい。

ワッセナーアレンジメント	省令改正原案	修正案
a. not use	イ 削 除	イ 削 除
b. 電子計算機 29WT 超	ロ 電子計算機 29WT 超	ロ 電子計算機 29WT 超
c. 機能向上部分品 29WT 超	ハ 削 除	ハ <u>機能向上部分品 29WT 超</u>
d. not use	ニ 機能向上部分品 29WT 超	ニ <u>削 除</u>
e. not use	ホ 削 除	ホ 削 除
f. not use	ヘ 削 除	ヘ 削 除
g. 転送速度 2.0GB/sec	ト 転送速度 2.0GB/sec	ト 転送速度 2.0GB/sec

【理由】

貨物等省令第7条第三号について、口を削除し、ハールを夫々ロ～ヌへ移動する変更される意図が、ワッセナーアレンジメントとの項番関係を揃える目的であれば、改正案のニとハが異なるため、修正案に合わせていただきたい。

3) 貨物等省令第7条第三号③

【意見内容】

貨物等省令第7条第三号について、口を削除し、ハールを夫々ロ～ヌへ移動する変更に付随して、第三号柱書きへ反映する。

(原案)

「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子三デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のイからチまでのいづれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のリからルまでのいづれかに該当するもの及びこれら
の部分品を除く。）

(修正案)

「デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子三デジタル電子計算機、その附属装置

若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のイからトまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれら
の部分品を除く。）

【理由】

原案では、それぞれ繰り上がっており、それに合わせる必要があります。

4) 運用通達解釈 「加重最高性能」

【意見内容】

貨物等省令第7条第三号について、口を削除し、ハヘルを夫々ロ～ヌへ移動する変更に付隨して、運用通達解釈「加重最高性能」（注6の注2）の下線部を修正する必要がある。

（原案）

注2) 「プロセッサの組み合わせが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号本に該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。」

（修正案）

注2) 「プロセッサの組み合わせが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号二に該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。」

【理由】

原案では、「デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品」は、「貨物等省令第7条第三号ニ」になっています。

5) 運用通達解釈「貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品」

【意見内容】

貨物等省令第7条第三号について、口を削除し、ハヘルを夫々ロ～ヌへ移動する変更に付隨して、運用通達解釈「貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品」の貨物等省令を引用している部分を修正する必要がある。

(原案)

「データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第三号ホが適用される。」

(修正案)

「データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第三号ニが適用される。」

【理由】

原案では、「デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品」は、貨物等省令第7条第三号ニになっています。

6) 提出書類通達 別表1の輸出令別表第1の8の項

【意見内容】

提出書類通達 別表1の輸出令別表第1の8の項を修正する必要がある。

(原案)

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第三号 <u>ハ</u> 又は <u>ホ</u> に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第三号 <u>ハ</u> 又は <u>ホ</u> に該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第三号 <u>ハ</u> 又は <u>ホ</u> に該当する貨物	ち地域	A	本省

(修正案)

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第三号 <u>ロ</u> 又は <u>三</u> に該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第三号 <u>ロ</u> 又は <u>三</u> に該当する貨物	と地域②	F	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条第三号 <u>ロ</u> 又は <u>三</u> に該当する貨物	ち地域	A	本省

【理由】

貨物等省令第7条第三号について、ロを削除し、ハ～ルを夫々ロ～ヌへ移動する変更に付隨して、提出書類通達 別表1の輸出令別表第1の8の項を修正する必要があります。

7) 役務通達解釈「加重最高性能」**【意見内容】**

貨物等省令第7条第三号について、ロを削除し、ハ～ルを夫々ロ～ヌへ移動する変更に付隨して、運用通達解釈「加重最高性能」（注6の注2）の下線部を修正する必要がある。

(原案)

注2) 「プロセッサの組み合わせが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号本に該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。」

(修正案)

注2) 「プロセッサの組み合わせが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号二に該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。」

【理由】

原案では、「デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品」は、「貨物等省令第7条第三号ニ」になっています。

8) 包括許可要領 [別表B][8の項]**【意見内容】**

貨物等省令第21条第2項一号イ, ロ、三号イ, ロの新設に伴い、包括許可要領 [別表B][8の項]の外為令別表項番と使用できる包括区分を修正、追加する必要がある。

(原案)

提供地 外為令別表項番	い地域① 特別一般 一般	と地域② 特定	ち地域 —
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの			
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—

<u>外為令別表の8の項(2)に掲げる技術</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	二
---------------------------	--------------------------	-------------	---

(修正案)

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域②	ち地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般 一般	特定	一
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	一
<u>外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特定</u>	<u>二</u>
<u>外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>二</u>

【理由】

貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号は、提出書類通達の付表の技術(WAのSLに相当)であり、包括許可の適用にあたり、それに適切な扱いが必要であると考えます。

9) 提出書類通達 別表2の付表

【意見内容】

貨物等省令第20条第2項第一号イ, ロ、第三号イ, ロの新設に伴い、提出書類通達 別表2の付表に掲載の技術に貨物等省令第20条第2項第一号ロ、第三号ロを追加する必要がある。

(原案)

提出書類通達 別表2の付表 8

8 削除

(修正案)

提出書類通達 別表2の付表 8

8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第一号ロ
又は第三号ロのいずれかに該当するもの

【理由】

貨物等省令第20条第2項第一号ロ又は第三号ロは、WAのSL相当であり、他の技術にならって、それに適切な扱いが必要であると考えます。

10) 貨物等省令第20条第1項

【意見内容】

原案の貨物等省令第20条第1項の柱書きの（　）内を修正する。

(原案)

（第一号から第六号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）

(修正案)

（第一号から第六号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示に係るもの又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）

【理由】

役務通達の8の項解釈に、「セキュリティの脆弱性の開示に係るもの」と「サイバー攻撃の対応に係るもの」が新設されました。その役務通達の項目と、貨物等省令の言葉とを1対1で対応できるようにしておいた方がより分かりやすいため。

11) 貨物等省令第20条第2項括弧書き

【意見内容】

原案の貨物等省令第20条第2項の柱書きの（　）内を修正する。

(原案)

（第六号又は第七号に該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）

(修正案)

（第一号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示に係るもの又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）

【理由】

貨物等省令第20条第2項の柱書きで、本除外規定の対象を「第一号から第七号まで」といたしました。本修正は、第20条第1項の柱書きと同様に、WA4.E.1の除外 Note 1との整合をとったものです。

また、役務通達の8の項解釈に、「セキュリティの脆弱性の開示に係るもの」と「サイバー攻撃の対応に係るもの」が新設されました。その役務通達の項目と、貨物等省令の言葉とを1対1で対応できるようにしておいた方がより分かりやすいため。（こちらも第20条第1項と同様）

1 2) 役務通達解釈「セキュリティ脆弱性の開示に係るもの」

【意見内容】

「セキュリティ脆弱性の開示に係るもの」の解釈の中に、「行程」という言葉が出てくるが、「サイバー攻撃の対応に係るもの」の解釈と同様に「プロセス」と修正する。

(原案)

セキュリティ脆弱性の開示に係るもの

セキュリティ脆弱性を解決する目的の行程であって、脆弱性を特定するもの、報告するもの、対策を行う若しくは調整する責任がある個人若しくは組織に伝達するもの又はこれらの個人若しくは組織と分析するものをいう。

(修正案)

セキュリティ脆弱性の開示に係るもの

セキュリティ脆弱性を解決する目的のプロセスであって、脆弱性を特定するもの、報告するもの、対策を行う若しくは調整する責任がある個人若しくは組織に伝達するもの又はこれらの個人若しくは組織と分析するものをいう。

【理由】

「行程」は「工程」かと思いますが、サイバーセキュリティに関する対応において、「工程」より「プロセス」の方が一般的で、ワッセナー原文でも使用している用語であり適切と考えられるとの、用語の統一を図るべきと考えました。

(参考) ワッセナー4.E.1 Technical Notes

- 1.'Vulnerability disclosure' means the process of identifying, reporting, or communicating a vulnerability to, or analysing a vulnerability with, individuals or organizations responsible for conducting or coordinating remediation for the purpose of resolving the vulnerability.
- 2.'Cyber incident response' means the process of exchanging necessary information on a cyber security incident with individuals or organizations responsible for conducting or coordinating remediation to address the cyber security incident.

1 3) 貨物等省令第20条第2項第六号

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

「侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム（プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであって、それを受け取るシステムの所有

者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するもののうち、更新又は改良されるプログラムが本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに変更されないように設計したものを除く。)」

(修正案)

「侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラム（プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであって、それを受け取るシステムの所有者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するもののうち、更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに変更しないように設計したものを除く。)」

【理由】

本改正は、該当プログラムに対する除外対象をカッコ書きで追加されたのですが、その除外対象が「～更新又は改良されるプログラムが本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに（よつて）変更されないように（攻撃への耐力を高めるよう）設計したプログラム」と読めます。この除外対象は、「更新又は改良後に本号に該当するプログラム又は侵入プログラムにならないもの」であるはずなので、除外対象の誤った理解を防ぐためです。

9. 9 の項関連

1) 貨物等省令第8条第一号ハ 、ニ

【意見内容】

原案の下線部を修正する

(原案)

～人口衛星に搭載するように設計したものを除く。)

(要望案)

～人口衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。)

【理由】

貨物等省令8条九号ハ、ニ、ホ 等に合わせて、表現を揃えるのが適切と考えます。

WA 5.A.1 Note 1. Note 2. 「designed or modified」とあり、原文の意に即した表現が望ましい。

2) 貨物等省令第8条第五号ト

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

商用民生通信の固定又は移動の衛星通信地球局

(修正案)

商用民生通信のための固定又は移動衛星通信地球局

【理由】

文言の表現として、用途、規制対象品目が分かり易くなると考えます。

Fixed or mobile satellite earth stations for commercial civil telecommunications.

3) 貨物等省令第8条第九号イ

【意見内容】

原案の貨物等省令8条九号イの柱書の表現を修正する。

(原案)

イ 対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みでない暗号機能有効化の手段を用いることで暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）

(修正案)

イ 対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いても暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）

【理由】

これまでの運用通達の解釈では「暗号機能有効化の手段」とは「製造者により提供される安全な仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。。」と規定されておりました。このため一般的な該非判定者は、一対一で対応するものが『暗号機能有効化の手段の「仕組み」』であり、その「仕組み」が「安全」なものであるとの認識を持っております。

実際にワッセナーアレンジメントの議論で「一対一で対応していても安全な仕組みでない暗号機能有効化の手段」というものの説明があったかもしれません、それは一般的ではない非常に特殊

なケースと想像されます。このため一般的な該非判定者は「安全な仕組みの暗号機能有効化手段」というものは容易に想像できても「安全な仕組みでない暗号機能有効化の手段」を想像できないため、運用通達の解釈で説明する必要があるように思われます。

そこで、ワッセナーリストにない解釈を運用通達の解釈に追加するのではなく、貨物等省令8条九号イの柱書では、混乱を避けるために「安全な仕組みでない暗号機能有効化の手段」という言葉を使わずに、一般的な該非判定者が理解しやすい「安全な仕組みの暗号機能有効化手段」を使って表現していただくことを要望いたします。

このように貨物等省令8条九号イの柱書を書き換えていただいた場合、

- ・安全な仕組みの暗号機能有効化手段で、暗号を有効化できれば8条九号イで規制されず。
- ・安全な仕組みでない暗号機能有効化手段、即ち安全な仕組みの暗号機能有効化手段を用いずに、暗号を有効化できれば8条九号イで規制。

と理解しやすくなると存じます。

4) 貨物等省令第8条第十号口

【意見内容】

原案の下線部を修正する。

(原案)

貨物等省令第8条第十号

口 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計し、又は改造した装置（電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。）又はその部分品（情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。）

(修正案)

貨物等省令第8条第十号

口 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計し、若しくは改造した装置（電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計し、若しくは改造したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計し、若しくは改造したものを除く。）又はその部分品（情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計し、又は改造した部分品に限る。）

【理由】

原案の「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置」から「改造した装置」も加わっており（ここは設計し、又は改造した装置ではなく、設計し、若しくは改造した装置であると思います。）、これらを（　　）中の「設計したもの」を修正する必要があります。

10.10 の項関連

1) 貨物等省令第9条第七号の二

【意見内容】

次のように修正する。

(原案)

第三号ニ及びホに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し集積回路
(民生用の自動車のために特に設計したものと除く。)

(修正案)

第三号ニ又はホのいずれかに該当するフォーカルプレーンアレーのために特に設計した読み出し
集積回路 (民生用の自動車のために特に設計したものと除く。)

【理由】

”及び” ですと、ニに該当する貨物とホに該当する貨物の、両方のために特に設計したもののみが対象と読めますが、WAの 6. A. 2. f. 「Read-out integrated circuits' ('ROIC') specially designed for "focal plane arrays" specified by 6.A.2.a.3.」からすると、Basic Listか Sensitive Listかの指定は無いようですので、どちらかのために特に設計したものも対象になると考えます。

よって、ここは”及び”ではなく”又は”が正しいと考えます。

2) 運用通達解釈「読み出し集積回路」(新設)

【意見内容】

貨物等省令9条七号の二の規定に用いられている「読み出し集積回路」について、運用通達解釈に追加する。

「読み出し集積回路」

「フォーカルプレーンアレーの下層に配置又は接合するために設計された集積回路であつて、検出素子により生成される信号を読み出す（すなわち、抽出及び保持する）ために使用される。読み出し集積回路は、その内部又は外部で処理を行うために、少なくとも検出素子から抽出した電荷の読み出しと検出素子の相対空間位置及び方位の情報を保持する方法で多重化を行う。」

【理由】

「読み出し集積回路」という用語自体が、業界関係者の間でもなじみがなく、具体的にどのような集積回路であるかが不明であるので、WAの 6. A. 2. f の下記の *Technical Note* を解釈に追加する必要があると考えます。

A 'Read-Out Integrated Circuit' ('ROIC') is an integrated circuit designed to underlie or be bonded to a "focal plane array" ("FPA") and used to read-out (i.e., extract and register) signals produced by the detector elements. At a minimum the 'ROIC' reads the charge from the detector elements by extracting the charge and applying a multiplexing function in a manner that retains the relative spatial position and orientation information of the detector elements for processing inside or outside the 'ROIC'. 「

11.13の項関連

1) 貨物等省令第12条第二号①

【意見内容】

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

二 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合した産業用又は航空機用ガスタービンエンジンを含む。）であって、（以下略）

(修正案)

二 液体燃料を使用するように設計した船舶用のガスタービンエンジン（船舶の発電若しくは推進に適合した産業用又は航空機用エンジンから派生したガスタービンエンジンを含む。）であつて、

【理由】

WA原文では、「The term 'marine gas turbine engines' includes those industrial, or aero-derivative, gas turbine engines adapted for a ship's electric power generation or propulsion.」となっています。

「-derivative」は、「派生する」「新しいものではなく、何か他のものをコピーしたかそれから開発した」という意味を持ちます。すなわち、本項は「航空機用ガスタービンエンジン」そのものを規制するのではなく、それから派生したガスタービンエンジンを規制するものと考えられるため、修正が必要と考えます。

2) 貨物等省令第12条第二号②

【意見内容】

貨物等省令第12条第二号の「船舶の発電若しくは推進に適合した産業用又は航空機用ガスタービンエンジンを含む。」となっていますが、この意味は塩害対策されたものであるかを確認したい。

【理由】

船舶用に転用するためには、ブレード等に耐食性のコーティングをする等の塩害対策が必要で、そのまま使用できるわけではありません。このような対策のなされていない発電用または航空機用ガスタービンエンジンそのものは、そのまま船舶に使用できるわけではないので対象外との理解で正しいかを確認します。

3) 貨物等省令第12条第四号の二**【意見内容】**

原案の下線部を、次のように修正する。

(原案)

(二) 宇宙空間用の飛しょう体のバスを制御するために宇宙空間用の飛しょう体に送られる指令データのフォーマッティング処理

- ロ 宇宙空間用の飛しょう体の運用手順の検証用に特に設計したシミュレーター

(修正案)

(二) 宇宙空間用の飛しょう体のバスを制御するために宇宙空間用の飛しょう体に送られる指令データのフォーマッティング処理

- ロ 宇宙空間用の飛しょう体の運用手順の検証用に特に設計したシミュレーター

【理由】

改正前の用語に合わせる必要があります。

4) 運用通達解釈「宇宙空間用の飛しょう体の運用手順の検証」（新設）**【意見内容】**

運用通達解釈に「宇宙空間用の飛しょう体の運用手順の検証」を新設する。

輸出令 別表第 1の項	輸出令別表第1中 解釈を要する語	解釈
13	(略)	(略)
	宇宙空間用の飛 しょう体の運用手順 の検証	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 宇宙空間用の飛しょう体に送られる指令データの順序 の確認 ロ 宇宙空間用の飛しょう体の運用訓練 ハ 宇宙空間用の飛しょう体の運用の予行演習 ニ 宇宙空間用の飛しょう体の運用解析
	(略)	(略)

【理由】

貨物又は技術を定める省令において、省令第十二条第四号の二が今回改正されますが、この改正はWA の次の箇所が2017年12月に改正されたことに伴うものと認識しています。

9. A. 4. f. Terrestrial equipment specially designed for "spacecraft", as follows:
 1. Telemetry and telecommand equipment specially designed for any of the following data processing functions:
 - a. Telemetry data processing of frame synchronisation and error corrections, for monitoring of operational status (also known as health and safe status) of the "spacecraft bus"; or b. Command data processing for formatting command data being sent to the "spacecraft" to control the "spacecraft bus";
 2. Simulators specially designed for 'verification of operational procedures' of "spacecraft".

Technical Note

For the purposes of 9.A.4.f.2., 'verification of operational procedures' is any of the following:

1. Command sequence confirmation;
2. Operational training;
3. Operational rehearsals; or
4. Operational analysis.

WAでは、省令第12条第四号の二のロの「宇宙空間用の飛しょう体の運用手順の検証」に相当する' verification of operational procedures'を用語の解釈を与えることが必要であるとして、Technical Noteでその定義を示しています。

(「運用手順の検証」の範囲を明確にして、規制洩れを防ぐため。)

我が国の省令の運用においても、WAと同様に用語の解釈を規定することが必要と考えます。

(なお、WAの9. A. 4. f.の2017年12月改正は、日本から提案したものであり、Technical Noteの必要性はWA会合での各国との議論で確認されたものと伺っています。)

5) 運用通達解釈「貨物等省令第十二条第二号ロ中の補正燃料消費量」

【意見内容】

下線部を次のように修正する。

(原案)

貨物等省令第十二条第二号口中の補正燃料消費量

(修正案)

貨物等省令第12条第二号口中の補正燃料消費量

【理由】

他の表記と合わせる必要があります。

12.14の項関連

1) 輸出令別表第1の14の項(8)及び貨物等省令第13条第7項

【意見内容】

輸出令別表第1の14の項(8)「電気制御シャッター（カメラ用に設計したもの）を除く。」であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」及び貨物等省令第13条第7項を削除する。

【理由】

2017年のWAのML15のNOTE1：「次のものを含む軍用に設計された部分品」の規定が削除されました。

Note 1 In ML15., the term specially designed components includes the following, when specially designed for military use:

- a. Infrared image converter tubes;
- b. Image intensifier tubes (other than first generation);
- c. Microchannel plates;
- d. Low-light-level television camera tubes;
- e. Detector arrays (including electronic interconnection or read out systems);
- f. Pyroelectric television camera tubes;
- g. Cooling systems for imaging systems;
- h. Electrically triggered shutters of the photochromic or electro-optical type having a shutter speed of less than 100 µs, except in the case of shutters which are an essential part of a high speed camera;
- i. Fibre optic image inverters; j. Compound semiconductor photocathodes.

この“h.”に対応したと思われる、輸出令別表第1の14の項(8)、貨物等省令第13条第7項がそのまま残っております。

ML15では“specially designed for military use”のみが規制対象ですが、原規定では軍用に設計されたという文言がなく、民生用の電気制動シャッターについても規制されるように読めま

す。汎用レーザに使用する電気制動シャッターが存在し、対応に苦慮しているメーカーもあり、削除の検討をお願いいたします。

1 3. 運用通達その他

1) 運用通達の別紙の（注）

【意見内容】

国・地域の欄内の名称を次のように変更する。

エスワティニ共和国 → エスワティニ王国

【理由】

外務省のホームページの記載（エスワティニ王国（旧国名：スワジランド王国），Kingdom of Eswatini）に合わせるのが適切です。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eswatini/index.html>

なお、旧国名の「スワジランド」は、改正の対象になっている提出書類通達の「別表3 国及び地域区分の対照表」の他にも、改正の対象になっていない「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の「別紙3 国コード表」に「S Z SWAZILAND」として残っており、改正の必要があります。

また、輸出令別表第2関連のモントリオール議定書、バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約、水銀に関する水俣条約のそれぞれの締約国の欄にも「スワジランド」が記載されています。

2) 運用通達の1-1 (2)

【意見内容】

次のように修正する。

(2) 輸出許可事務の取り扱い

(ハ) ~

→ (2) 輸出許可申請

(イ)、(ロ) (略)

(ハ) ~

【理由】

誤記だと思われます。

14. 補完規制通達

1) 1. (3) 核兵器の開発等に用いられるおそれが強い貨物例のシリア向けリストの19

【意見内容】

原文の19を次のように変更する。

(原文)

19 ふつ素重合体を基材としたイオン交換膜の基材であって、塩素ーアルカリ電解槽に使用するように設計したもの

(修正案)

19 ふつ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素ーアルカリ電解槽に使用するように設計したもの

【理由】

原文のFluoropolymer based ion exchange membranesからすると、「ふつ素重合体を基材としたイオン交換膜」とするのが適切であると考えます。

15. その他

1) 貨物等省令中の附番規則について

【意見内容】

項番削除の場合、残った項番の番号はできるだけ変更しないでいただきたい。

番号変更に関する規則がありましたらご教示お願いします。

【理由】

今回の改正（案）において、貨物等省令第1条第十号口（二）が削除されるとともに、（三）～（七）が新たに（二）～（六）と、番号を変えて附番されました。

一方、貨物等省令第9条第八号口（一）～（二）が削除されましたが、（三）は番号が変わらず（三）のままでです。

該非判定の現場においては、省令番号の変更は改正対応作業において負担となることから、可能な限り番号を変えないことを希望します。